北九州市空家等対策計画　施策体系（案）

資料５

■現行計画の施策体系

（１）空家等の適切な管理の促進

①空家等所有者等への意識啓発
②地域・団体等と連携した管理の促進

（２）空家等及び跡地の活用促進

①空き家の流通促進
②空家等・跡地の活用方法に関する情報提供

（３）特定空家等に対する措置及びその他の対処

①老朽化した空き家の除却促進
②特別措置法・条例に基づく措置の実行

（４）住民等からの空家等に関する相談への対応

②地域との連携による情報収集
③関係団体・事業者との連携
①相談窓口のワンストップ化

■改定案の施策体系

（１）空き家等の発生予防啓発・管理促進

①空き家等の発生予防に向けた所有者等への周知･啓発
②空き家等の適切な管理の周知・啓発

（２）空き家等の活用促進

①空き家等の流通・活用促進
　１）空き家等の流通・活用機会の充実
　２）住宅ストックの質の向上
　３）住み替え施策との連携
②空き家等の活用に関する情報発信の充実

（３）老朽空き家や管理不全空地の対策の推進

①老朽空き家の除却等の推進
　１）老朽空き家の把握
　２）老朽空き家の適切な管理に関する助言・指導
　３）老朽空き家の除却等対策の推進
　４）特定空家等､管理不全空家等に対する措置
②管理不全空地対策の推進
　１）管理不全空地の把握
　２）管理不全空地の適切な管理に関する助言・指導
　３）特定空地に対する措置

（４）空き家等に関する対策の実施体制

①官民連携による空き家等対策の推進
②相談窓口のワンストップ化

■改定案における施策の方向性

現行計画策定後からの取り組みポイント　構成員意見をふまえたポイント

○住宅・土地の使用中から、所有者や家族等に対し、空き家等の活用や処分等について情報発信
○定年退職や相続、配偶者との死別などのライフステージを捉えたSNS等による情報発信
○福祉・医療等の多分野の事業者や関連部署と連携した情報発信
○空き家等や所有者の情報を蓄積し、状況に応じたタイミングで除却等の情報を発信

○放置され老朽化・管理不全化する前に、できるだけ早期の情報発信・管理意識の啓発を実施
○所有者等が相談できるきっかけづくりのため、定期的な相談窓口や出前講演、セミナー等を開催

○空き家バンクや空き家等面的対策推進事業などによる空き家の流通・活用支援
○空家等活用促進区域制度などの地域の特性に応じた空き家活用手法の検討
○空き家関連の既存制度を活用した空き地の流通を支援する取り組みを検討

○耐震化支援やインスペクション（建物状況調査）の情報発信などにより住宅ストックの質を向上
○店舗や福祉、子育て支援等、空き家リノベーションにおける多様な活用手法に対する支援の検討

○立地適正化計画の居住誘導区域など市の施策を踏まえた空き家等の活用を推進
○定住人口の確保を目指した住むなら北九州 定住・移住推進事業などによる空き家の活用を推進

○管理不全になる前に活用されるよう、相続等の機会を捉え、活用に関する情報を発信
○分かりやすい活用事例、目的に応じた相談先など、空き家等の活用に必要な情報の発信

○市民からの通報や自治会等との連携による老朽空き家の把握
○インフラ情報等を活用した所有者探索

○所有者等自らが管理・安全確保できるよう、法や条例に基づく措置や除却等に関する情報を発信
○空家等対策特措法や条例に基づき、立ち入り調査、助言・指導を実施

○所有者による老朽空き家の除却を支援するとともに、跡地管理の意識啓発のための情報を発信
○接道不良、アスベスト、斜面地等の課題を抱える空き家に対する支援の在り方を検討
○所有者不明の老朽空き家について、財産管理人制度を活用した安全確保を促進

○周囲に悪影響を及ぼす空き家は、特定空家等に認定し、命令・代執行等の措置を実施
○特定空家になるおそれのある空き家は、管理不全空家等に認定し、勧告等の措置を実施

○市民からの通報や自治会等との連携により周辺に悪影響を与える管理不全空地を把握
○複合的な問題解決のため、庁内関連部署や民間事業者等と速やかに連携できる体制を構築

○所有者等自らが管理・安全確保できるよう、法や条例に基づく措置や管理等に関する情報を発信
○放置すれば特定空地になるおそれのある空き地は管理不全空地とし、助言・指導を実施

○周囲に悪影響を及ぼす可能性のある空き地は特定空地に認定し、勧告・命令・代執行を実施

○民間の専門的な知見を活用するため、民間事業者や各種団体等と連携した相談体制を構築
○空家等管理活用支援法人制度などを活用し、問題解決までの総合的な支援を行う体制を整備
○庁内の横断的な空き家等対策のため、関連部署との連携を強化

○ワンストップで相談対応できる体制を確保や相談対応のデジタル化など窓口機能の充実
○個別の専門的な対応は、民間事業者と連携して解決策を検討する官民連携の相談体制を構築